⑯　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑰　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑱　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiyuki Suzuki, Director, North Kanto Defense Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Improvement of Generator and Other Equipments at JMSDF Iwoto Air Station in JFY 2011.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 29 September 2011
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 24 November 2011 (tenders brought with 12 : 00 P.M. 24 November 2011 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 24 November 2011)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city　〒330―9721　TEL　048―600―1800 (2442)

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年９月９日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　福田　　功
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
１　掲載日
平成23年８月29日（号外政府調達162号）
２　変更内容
19ページ４段目１⑷工事内容の「コンクリート舗装（避難坑）11,500㎡」を「コンクリート舗装（避難坑）8,540㎡」に訂正します。
19ページ４段目１⑹使用する主要な資機材の「生コンクリート約９千㎥」を「生コンクリート約８千㎥」に訂正します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

田尻地区函渠その４工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年９月９日
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　工事名　田尻地区函渠その４工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　千葉県市川市田尻５丁目地先
３　工事内容　工事延長　Ｌ＝約205m
躯体延長　Ｌ＝約175m
掘割スリット　Ｌ＝約175m
土工
床堀　約79,000㎥
埋戻し　約18,700㎥
地盤改良　１式
コンクリート工　約15,480㎥
鉄筋工　約2,710ｔ
仮設工
仮橋・仮桟橋　１式
土留・仮締切工　１式
地中連続壁　１式
工期　契約締結の翌日から平成27年３月25日まで
４　申請の時期
平成23年９月９日から平成23年10月６日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成23年10月７日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成23年９月９日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年９月９日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。